

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年12月22日(火曜日)

号外第67号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則(総務・税制企画課)	1

## 規 則

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第99号

### 神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第25条中「市町村長」を「指定都市の長」に、「6月30日」を「4月30日」に改める。

別表第4の3の項中「納税管理人申告書」を「納税管理人申告(承認申請)書」に改め、同表3の2の項を削り、同表3の3の項中「第5号様式の3」を「第5号様式の2」に改め、同項を同表3の2の項とする。

第5号様式中「納税管理人申告書」を「納税管理人申告(承認申請)書」に改め、「申告」の次に「(定める(変更する)ことについて、承認を申請)」を加える。

第5号様式の2を削り、第5号様式の3を第5号様式の2とする。

第14号様式(裏)中「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「平成26年1月1日以後」を「平成26年1月1日から令和2年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」に、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合を」とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に、「年7.3パーセントの割合」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合」に、「以後の期間の

うち、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合」を「から令和2年12月31日までの期間については、特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間のうち、延滞金特例基準割合適用年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)」に改める。

第15号様式(裏)中「次の(1)から(3)までに掲げる期間」を「申告書の提出期限の翌日から1月を経過する日までの期間等」に改め、「平成25年12月31日までの期間については」の次に「年7.3パーセントの割合にあつては」を加え、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「以後の期間については、」を「から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に」に改め、「(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)」及び「当該期間の属する特例基準割合適用年における」を削り、「とする。)」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合(以下「平均貸付割合」という。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)とする(申告書の提出期限

購読料  
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三六二円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一  
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課  
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一 一

印刷  
横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七  
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社  
電 話 横 浜 (〇 四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

この公報は再生紙を使用しています

の翌日から延長された提出期限までの期間については、当該期間の属する各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、その年における当該加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合とする。）を加え、

「(1) 期限内申告に係るもの

申告書の提出期限の翌日から1月を経過する日までの期間（申告書の提出期限の延長がされている法人にあつては、本来の申告書の提出期限の翌日から延長された提出期限までの期間又は当該期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間）

(2) 期限後申告、修正申告に係るもの

申告書の提出期限の翌日から申告書を提出した日（修正申告がその提出期限前に提出された場合には、その提出期限）までの期間又は当該期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 更正・決定に係るもの

申告書の提出期限の翌日から更正・決定に係る納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

削る。

第15号様式の2（裏）及び第15号様式の3（裏）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合適用年」を「延滞金特例基準割合適用年」に、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合」に改め、「7.3パーセントの割合を加算した割合」の次に「（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）」を加え、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）」に改める。

第15号様式の4（裏）中「までの期間については」の次に「、年7.3パーセントの割合にあつては」を加え、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「以後の期間については、」を「から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93

条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）」に改める。

第16号様式（裏）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合適用年」を「延滞金特例基準割合適用年」に、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合」に改め、「7.3パーセントの割合を加算した割合」の次に「（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）」を加え、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）」に改める。

第62号様式（裏）及び第62号様式の2（裏）中「平成25年12月31日までの期間については」の次に「、年7.3パーセントの割合にあつては」を加え、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「以後の期間については、」を「から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に」に改め、「（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）」及び「当該期間の属する特例基準割合適用年における」を削り、「とする。」の次に「。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下「平均貸付割合」という。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パー

セントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)とする(申告書の提出期限の翌日から延長された提出期限までの期間については、当該期間の属する各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、その年における当該加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)とする。))を加える。

第65号様式の2(裏)、第65号様式の5(裏)及び第65号様式の6(裏)中「平成25年12月31日までの期間については」の次に「、年7.3パーセントの割合にあつては」を加え、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「以後の期間については、」を「から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に」に、「、年7.3パーセントの割合)」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)」に改める。

第67号様式(裏)の備考2、第68号様式(裏)の備考2、第75号様式(裏)の備考2及び第82号様式の2(裏)の備考2中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合適用年」を「延滞金特例基準割合適用年」に、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合」に改め、「7.3パーセントの割合を加算した割合」の次に「(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)」を加え、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「、年7.3パーセントの割合)」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)」に改める。

第82号様式の3(裏)及び第89号様式(裏)中「平成25年12月31日までの期間については」の次に「、年7.3パーセントの割合に

あつては」を加え、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「以後の期間については、」を「から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に」に、「、年7.3パーセントの割合)」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)」に改める。

第101号様式(裏)の備考2中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合適用年」を「延滞金特例基準割合適用年」に、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合」に改め、「7.3パーセントの割合を加算した割合」の次に「(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)」を加え、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「、年7.3パーセントの割合)」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)」に改める。

第112号様式(裏)中「平成25年12月31日までの期間については」の次に「、年7.3パーセントの割合にあつては」を加え、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「以後の期間については、」を「から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特

別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算

した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）」に改める。

第126号様式中「市町村長」を「市長」に改め、

市町村道	延長	道路（橋りようを除く。）		橋りよう		合計
		路面幅員4.5メートル以上 のもの	路面幅員4.5メートル未満 2.5メートル以上のも	木橋	その他の橋	
	m	m	m	m	m	
	面積	道路（橋りようを除く。）		橋りよう		合計
路面幅員6.5メートル以上 のもの		路面幅員6.5メートル未満 4.5メートル以上のも	路面幅員4.5メートル未満 2.5メートル以上のも			
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

を削り、同様式の備考1中「市町村が管理する市町村道又は」を削り、同様式の備考1(1)中「市町村」を「指定市」に改め、同様式の備考3を削る。

第131号様式（裏）中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、」を「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）」に改める。

第132号様式（裏）の備考2及び第132号様式の2（裏）の備考3中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租

税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合適用年」を「延滞金特例基準割合適用年」に、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合」に改め、「7.3パーセントの割合を加算した割合」の次に「（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）」を加え、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）」に改める。

第132号様式の3中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合適用年」を「延滞金特例基準割合適用年」に、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合」に改め、「7.3パーセントの割合を加算した割合」の次に「（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）」を加え、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合）」に改める。

第132号様式の4（裏）の備考2及び第142号様式（裏）の備考2中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合適用年」を「延滞金特例基準割合適用年」に、「特例基準割合適用年における特例基準割合」を「延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合」に改め、「7.3パーセントの割合を加算した割合」の次に「（当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合）」を加え、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合）」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満た

ない場合は年0.1パーセントの割合)」に改める。

第146号様式(裏)の備考2中「平成25年12月31日までの期間については」の次に「年7.3パーセントの割合にあつては」を加え、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合」を削り、「以後の期間については、」を「から令和2年12月31日までの期間については、年14.6パーセントの割合にあつては」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」に改め、「が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を削り、「当該特例基準割合に」を「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合は、年0.1パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に」に、「年7.3パーセントの割合)」を「年7.3パーセントの割合とし、年0.1パーセントの割合に満たない場合は年0.1パーセントの割合)」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定、別表第4の改正規定並びに第5号様式から第5号様式の3まで及び第126号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。